

Title	『十七番詩歌合』解説
Author(s)	海野, 圭介; 滝川, 幸司
Citation	詞林. 1996, 19, p. 42-64
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67383
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『十七番詩歌合』解説

海野 圭介
滝川 幸司

はじめに

『十七番詩歌合』は、『思文閣古書資料目録第136号特集和歌』（思文閣出版 平成五年九月）に掲載紹介され、後に大阪青山短期大学の所蔵に帰した鎌倉期頃の書写と想定される卷子一軸である。従来未紹介であり、他に伝存も聞かない。底本冒頭（第一紙右端）には「詩詞合」とだけ記されており、開催時期・成立事情等の詳細は注記されず、また、鎌倉期の記録類諸書にも開催時期の特定できるような記載は確認できていない。現存の形態は十七番ではなく三番少ない十四番であるが、附属する添状に末尾三番を切り取った由が記されるため、『思文閣古書資料目録』では『十七番詩歌合』の呼称が用いられている。後にも触れるように完本の形態を十七番と考えるには聊か不審が遺り、『十七番詩歌合』の呼称には問題がない訳ではないが、現存形態の十四番が元来の形であると断定することもできず、また

徒らな呼称の変更は混乱を招くと考え、『十七番詩歌合』（以下誤解の恐れのない限り「本書」と呼ぶ）の呼称を踏襲することとした。

本書は、『思文閣古書資料目録』への掲載後すぐに鎌倉時代中期和歌の新出資料として注目され、既に本書に触れる形で井上宗雄氏「一条実経について付建治元年催行の歌合と詩歌合」（研究と資料30 平成五年十二月）、同氏「和歌史研究について——新資料若干の紹介を兼ねて——」（国学院雑誌95—11 平成六年十一月）の二論が著されている。今回本文を翻刻するにあたり井上氏の論に多くをよりながら、『十七番詩歌合』の成立時期・参加者・内容等について若干の解説を加えてゆくこととしたい。

I 『十七番詩歌合』とその時代

一 附属添状と『十七番詩歌合』の伝来

『十七番詩歌合』が初めて紹介されたのは、先にも記したように『思文閣古書資料目録第136号特集和歌』(以下誤解の恐れのない限り『目録』と呼ぶ)においてである。『目録』に記される解説には次のようにある。

本巻に付された添状によれば、これは龜山院の文永四年から六年の間に、内裏において行われた詩歌合で、龜山天皇・源通頼・藤原為教・藤原明範等が漢詩を詠み、阿仏尼・藤原隆博・邦長・重經・親長・行実らが和歌を詠んでいる。元来は十七番の詩歌合であつたようだが、後日十五く十七番の三番が肥田孫左衛門所蔵の折りに、前大納言なる人物の所望によつて切り取られたようである。本書は、諸書にまったく記載されていない天下の孤本で、しかも、成立時に近い筆跡が認められることから、原本である可能性がある。なお本書は、『吉統記』『続史愚抄』に見える「禁中詩歌合」にあたるものであろうか。

『目録』解説には「添状によれば」とあるが、ここに言われる添状とは、『十七番詩歌合』に附属する一紙であり、次のように記されている。

為家卿拾七番詩哥合一巻。此軸者從來肥田孫兵衛殿秘藏之処先年前大納言様御所望二付末之方三番程御切取被遊候。付為御挨拶青磁花入壺箇御下渡相成候段承り及候。実二傑作な懇望致居候処明治初年頃故有而購獲之歎思之余茲其意

記而已。

丙戌秋日。藪下園。有造誌(印)

本書の伝来を窺い知る資料はこの添状が唯一であるので、内容につき確認しておきたい。冒頭に記される「為家卿拾七番詩哥合一巻」とは、為家筆の十七番の『詩歌合』一軸、の意であらう。附属する極札にも、

為家卿 詩哥合 蘆水舟 一巻(琴山)

蘆水舟 詩哥合 一巻 丑七(栄)

と為家筆と極められる。鎌倉期にかかる書写と想定される古筆切類には伝承筆者を為家とするものも比較的多く見られるが、その真偽は伝承の域に留まる場合が殆どであり、この場合も同様に考えるべきであらう。更に「肥田孫兵衛」の「秘藏」の所を「前大納言」の「所望」により「末之方三番程」を切断したと記される。ここに見える「肥田孫兵衛」「前大納言」の二人は現時点では共に人物の特定もできておらず、添状の記述の真偽は確認できない。しかし、一人が「遺」「糸」の二文字を韻字として一番おきに交互に用いて二首を詠作するという本書の構成からすれば、原形態は偶数の番であったと考えるのが自然であり、十七番という番の数には不信が遺る。たとえ「肥田孫兵衛」所蔵の時点で十七番であつたとしても、十七番という奇数番が原形態とは考えにくい。補完資料の出現を待ちたい。続いて「明治初年頃」に所蔵することとなつたことが記され、年記が付され署名、捺印される。「丙戌」は明治十九年(1886)。署名の「藪下園」「有造誌」も現時点では特定はできていない。

本書の伝来については、現時点では添状の内容を追跡調査し得る資料は見出せていないため添状の記載を踏襲した『目録』解説に改めて加える事柄はない。

一方、『目録』解説に記される本書の成立時期であるが、これもやはり、本書に附属する文書によっている。但し、こちらは「不揮灑庵」と印刷された原稿用紙に成立年次が考証されたもので、龜山天皇の文永四年(1267)から六年(1269)の間の成立との推定が記される。添状を除き、本書自体には成立年次・詠作事情などの詳細は記されず、参加者の構成の上からも文永四年から六年の成立とは思われないため、『目録』解説に示される成立時期には再考の必要があろう。また、「龜山天皇・源通頼・藤原為教……」と記される参加者名には、文永四年(1267)から六年(1269)の間と成立時期を特定した上での官職等からの推定も含まれるため、参加者についても改める必要があろう。

二 参加者

鎌倉期の記録類諸書等に『十七番詩歌合』の開催時期を特定できるような記載の確認はできておらず、また孤本でもあるため、外部資料から成立時期を特定することは困難である。従って参加者の官職名表記と漢詩・和歌の時候表現などを通して成立時期を推定していくこととしたい。

本書には十三人(一人無記名)の参加者名が記されている。井

上宗雄氏の指摘³⁾によれば、これは建治元年(1275)に開催された『摂政家月十首歌合』の参加者に多く一致する。『摂政家月十首歌合』は『続史愚抄』建治元年九月十三日条に、

十三日庚辰。於摂政⁴⁾家経⁵⁾家月十首題哥合。^哥合記⁶⁾と記されるように、建治元年(1275)九月十三日に摂政一条家経邸において催された歌合であり、久々の摂関家主催の歌合であった³⁾。真観を判者として、女房・安嘉門院右衛門佐・三位中将・則任・法印道雲・則雅・隆博朝臣・親長・教頭・顕綱・重經・左衛門督・邦長・行実の十四人が参加している。参加者のうちで官職名等で記され実名の挙がらない女房・三位中将・左衛門督の三人は、それぞれ、女房は主催者の家経、三位中将は実経の子で家経の猶子の師良、左衛門督は実経男の実家と考えられる。

ここで改めて『摂政家月十首歌合』と『十七番詩歌合』の参加者を比較すると、『摂政家月十首歌合』の参加者十四人の内、安嘉門院右衛門佐・隆博・邦長・重經・親長・則任・行実の七人が『十七番詩歌合』の参加者と重なる。女房・左衛門督の二人も同一人物と考え家経・実家とすれば、計九人が一致することになり、恐らくは『十七番詩歌合』も『摂政家月十首歌合』と同様に一条家経邸で行われた一連の歌合・歌合であったと考えて誤りはないと思われる³⁾。

『十七番詩歌合』に見える左衛門督を『摂政家月十首歌合』に倣い、実家と考えれば、実家の左衛門督在任期間は文永十年

(1273) 五月から建治元年(1275)十月までであるので、同時期の右兵衛督の比定が可能である。文永十年から建治元年までの左衛門督・右兵衛督の任官は、

文永十年(1273)

左衛門督：源(北畠)師親

藤原(一条)実家(五月三日任)

右兵衛督：藤原為世

藤原(坊門)信家(十二月八日渡右)

文永十一年(1274)

左衛門督：藤原(一条)実家

右兵衛督：藤原(坊門)信家(六月一日薨)

藤原(滋野井)実冬(十月三日任)

文永十二年/建治元年(1275)

左衛門督：藤原(一条)実家

源(堀川)具守(十二月二十六日兼左衛門督)

右兵衛督：藤原(滋野井)実冬(十月八日転左兵衛督)

藤原親朝(十月八日遷右兵衛督)

となり、藤原為世・藤原(坊門)信家・藤原(滋野井)実冬・藤原親朝の四人が該当することになる。本書の右兵衛督は漢詩の出詠であるので、詩文の詠作を諸書に確認できない藤原為世・藤原(坊門)信家・藤原親朝よりも、文永五年(1268)三月十日の関白近衛基平邸での詩歌合『仁寿鏡』、同八月二日の作文(『吉統記』等)に詩人として出詠し、詩文摘句を『鳩嶺集』に三

首、『和漢兼作集』に一首遺す藤原(滋野井)実冬とする方が妥当であろうか。また、実冬の姉妹は実家の室となつており(『尊卑分脈』)、詩歌合の性格が一条家にゆかりの人々による私的なものであることも考え併せると、右兵衛督を実冬と考える方がより蓋然性が高いと思われる。

以上の想定の下に、『十七番詩歌合』の参加者を改めて示せば、女房は主催者一条家経、安嘉門院右衛門佐(阿仏尼)、隆博は歌道家六条(九条)家の歌人で知家の孫、行家男、左衛門督は一条実家で実経男、邦長は醍醐源氏で兼康男、右兵衛督は藤原(滋野井)実冬、重経は高階氏で『鎌倉遺文』所収の「前摂政へ一条家経へ家政所下文」(『鎌倉遺文』一七〇二二・一七〇三三・一七〇二四 正応二年五月「土佐金剛福寺文書」)に「宮内卿高階朝臣(花押)」と署名が見える一条家の家司、明範は南家藤原氏で文章博士、経範男、親長は醍醐源氏で兼康男、前掲の邦長とは兄弟、則任は前掲の「前摂政へ一条家経へ家政所下文」や「一条家経御教書」(『鎌倉遺文』一七〇三二)に「右馬権頭源朝臣(花押)」と署名が見える一条家の家司、行実は中原氏、『続古今和歌集目錄当世』に「左衛門尉筑後守。前備中守行範男」と見える、在守は菅原氏、『吉統記』文永四年四月二十五日条の御書所作文の記事に「講師大内記在守」と見え、「龜山天皇詔書」(『鎌倉遺文』一一二五二)に「文永十年(1273)四月廿三日 御面作者大内記菅在守」の署名が見える、法印は『撰政家月十首歌合』の詠作者の道雲か、となる。

三 成立時期

前掲の参加者の比定が正しければ、『十七番詩歌合』の成立時期は実家の左衛門督の在任期である文永十年(1273)五月から建治元年(1275)十月と、実冬の右兵衛督の在任期である文永十一年(1274)十月から建治元年(1275)十二月の重なる文永十一年(1274)十月から建治元年(1275)十二月までの間ということになる。所収される漢詩・和歌を見ると、

たちちねのみしよの秋のかたみとて月のみおなしかげそ遺
れる (三番右・隆博)

白雲雁点数行字 秋水鷺飛一片絲 (十番左・明範)
のように秋の景物が詠まれることから、開催は秋であつたと考えられ、やや消極的ながらも建治元年(1275)秋頃が開催の時期として候補に挙げられる。

また、三番歌は「たちちね」没後の回想風の歌である。「たちちね」は母に掛かる枕詞としても用いられるが、片桐洋一氏『歌枕歌ことは辞典』(角川書店 昭和五十八年十二月)によれば、平安時代中頃から「父」の同義語としても用いられたらしく、本詩歌合の開催時期に近接する時代にも、

普光園入道前関白かくれ侍りて後、よみて侍りける
たちちねのありしその世にあはれなど思ふばかりもつかへ
ざりけん (『新後撰集』雑下・1518・道玄)

と、作者道玄の父の関白良実を「たちちね」と詠んだ例が確認

でき、「たちちね」は父を指し示す言葉と理解して良いかと思われる。三番右歌の作者隆博の父である行家は建治元年(1275)一月に没しており、三番右歌を実事を踏まえた詠作であると考えるのならば、本書の成立はやはり建治元年(1275)一月以降と考えるのが妥当である。

更に、八番詩と九番詩には「二毛」「四十」の年齢が詠み込まれている。

已軍三代中禁節 老自二毛左鬢糸 (八番左・右兵衛督)
「二毛」は白髪混じりの髪をいう。『文選』の巻十三の潘岳の「秋興賦」に、

晉十有四年。余春秋三十有二始見二毛。

と三十二歳に白髪(二毛)を見たをと記され、本朝においても基本的には『文選』の典故を踏まえて、

二毛齡近沈沈水 仙骨望疲仰禁闌

のように三十二歳を指し示す言葉として「二毛」が詠まれるようであるが、

吾年三十五 未覺形体衰 今朝懸明鏡 照見二毛姿

(『本朝文粹』巻一・20「見二毛」源英明)

などの例もあり、必ずしも三十二歳に限定された訳ではないようである。八番詩の作者に比定した実冬は建治元年(1275)には三十四歳であり、三十二歳からは若干外れるが、殊更問題とする点はないであろう。

四十老情蕭颯冷 箕裘旧業柳塵遺 (九番左・明範)

四十歳に老いを感じその嘆きを詠む例は、『白氏文集』に、

毛鬢早改変 四十白髮生

(卷十・513「那廂有樹晚榮早凋人不識名因題其上」)

人生四十未全衰 我為愁多白髮垂 (卷十五・871「白鷺」)

などが見え、本朝においてもこれらに倣い、

四十生涯頭有雪 言詩氣味冷難堪

〔本朝無題詩〕屏風へ付画障・120「重題画障(山家雪中

排戸眺望青松列山白鶴立汀禪客歸寺樵夫過門)「忠通)

四十餘廻双鬢冷 此身觀得似浮萍

〔本朝無題詩〕山寺中・624「暮春六波羅蜜寺言志」中原広

俊)

などの類例が詠まれている。本書九番左・明範詩にも用いられている「四十老情」の表現は、

四十老情慵白柳 煙霞春興被催花

〔鳩嶺集〕「春日述懷」禪空上人)

のように他の詩にも確認でき、「四十」という年齢を伴う表現は老いの嘆きを詠む際に用いられる或程度熟した類型的表現であったと思われる。作者の明範は建治元年(1275)には四十九歳であり、自己の年齢を「四十」と詠むには聊か苦しいが、「四十老情」という表現の類型的性格を考慮すれば、許容される範囲であらう。

四 文永く建治期の歌壇と詩会・詩歌合

以上、本書の成立時期を建治元年(1275)秋頃とし、参加者の推定を行ったが、文永から建治に至る期間には盛んに作文・詩歌会・詩歌合が舉行されている。記録類等を検索すれば、作文・詩会は、文永元年(1264)三月十八日北野作文(『外記日記』)、文永二年(1265)二月二十三日御書所作文(『深心院関白記』等)・三月三日詩会(『深心院関白記』)・十一月二十九日北野作文(『外記日記』)、文永四年(1267)三月三日詩会(『深心院関白記』)・三月二十日北野作文(『外記日記』)・四月二十五日御書所作文(『吉統記』等)・五月十二日百日詩会満足(『吉統記』)・八月四日御書所作文(『吉統記』)・八月十五日御書所作文(『外記日記』)、文永五年(1268)八月二日関白基平邸作文(『吉統記』等)・八月十五日関白基平邸作文(『深心院関白記』等)・九月十三日内裏内々詩会(『吉統記』等)、文永七年(1270)八月十五日内裏作文(『吉統記』等)・閏九月九日内裏作文(『吉統記』等)・閏九月二十九日内裏作文(『吉統記』等)、文永八年(1271)一月二十一日内裏作文(『吉統記』等)・三月三日内裏作文(『吉統記』等)・八月二十九日内裏詩会(延引)〔吉統記〕等、建治二年(1276)八月十三日御書所作文(『統史愚抄』)・八月十五日龜山殿作文(『統史愚抄』)の、詩歌会・詩歌合は、文永二年(1265)一月十三日内裏詩歌合(『深心院関白記』)・一月十四日詩歌会(『深心院関白記』)・一月十七日和歌詩会(『深心院関白記』)・八月仙洞詩歌合(『統古今集』)、文永四年(1267)春内

裏詩歌合(『統史愚抄』等)・六月十五日泉殿詩歌合(『吉統記』等)、
 文永五年(1268)一月三十日内裏詩歌合(『深心院関白記』)・三月
 十日関白基平邸詩歌合(『仁寿鏡』)・八月十五日関白基平邸詩歌
 合(『深心院関白記』等)、文永七年(1270)九月十三日内裏当座詩
 歌合(『吉統記』等)・九月三十日内裏詩歌合(『吉統記』等)、文永
 八年(1271)一月九日内裏詩歌合(『吉統記』等)・七月七・八日内々
 詩歌合(『吉統記』)・七月二十五日内裏詩歌合(『吉統記』)・八月
 三日内裏詩歌合(『吉統記』)、文永十年(1273)七月十日内裏内々
 詩歌合(『吉統記』)の開催が確認できる。この中には御書所作
 文等も含まれるが、文永五年(1268)三月十日の詩歌合には、為
 氏・行家など、八月二日の作文、八月十五日の作文・詩歌合は
 には、良教・資宣などの内裏・仙洞歌壇の歌人も参加しており、
 関白近衛基平の先導の許に開催された大規模な作文・詩歌の会
 であったことが知られ、詩歌合・詩歌会の催行が一種の流行の
 様相を呈していた^⑥と言える。これに対し、既に小林強氏に指摘
 があるように^⑦単独での晴儀の和歌会の挙行は稀となり、歌壇の
 状況は作文の会に押され気味だったようである。

しかしながら、これらの詩会・詩歌合での詠作の多くは既に
 散佚したと思われ^⑧、中世に挙行された歌合・歌会(詩歌合・詩歌
 会)の現存伝本の所在を示す『中世歌合伝本書目』(明治書院
 平成三年六月)にも所在は記されていない。このような状況の
 中で、鎌倉時代の詩歌合の実態を窺い知る上でも、成立時期に
 近い書写と考えられる写本として伝存する本書の意義は大きい

と言えよう。

同時期の歌壇の通史的且つ総合的な研究としては、『和歌文
 学大辞典』(明治書院 昭和三十七年十一月)付載年表、福田秀一
 氏「鎌倉中期和歌史略年表」(『中世和歌史の研究』角川書店 昭和
 四十七年三月)、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究南北朝期(改訂新
 版)」(明治書院 平成二年九月)があり、更に近年、当時の中心的
 歌人である藤原為家の詳細な年譜が佐藤恒雄氏によって「藤原
 為家年譜(晩年)」(『中世文学研究』13 昭和六十二年八月)として発
 表されたが、諸書共に詩文については多く触れられないので、
 記録類に記載される詩題・参加者等の記事を拾遺し、参考のた
 めに付載した。既存の和歌関連年表に補綴することで『十七番
 詩歌合』をめぐる詩文の側の状況を窺う一助としたと思う。
 なお、和歌関連の記事については、前掲福田秀一氏、井上宗雄
 氏、佐藤恒雄氏、小林強氏の論に多くをよった。記して謝意を
 示したい。

注

- (1) 但し、書写時期は「目録」にもある通り、鎌倉期を降らないと思
 われる。
- (2) 本号所収「注釈」部冒頭「詩講合」項目の【参考】参照。
- (3) 前掲、井上宗雄氏論文に指摘される。
- (4) 『撰政家月十首歌合』については、安井久善氏「建治元年撰政家
 月十首歌合」攷―阿仏尼の参加をめぐる―(『鈴木知太郎博士古
 希記念国文学論攷』桜楓社 昭和五十年十月)、同氏「藤原光後の研

究」(笠間書院 昭和四十八年十一月) 第四章第五節「摂政家月十首
歌合判詞」参照。

(5) 『十七番詩歌合』には重經・則任といった一条家の家司と思われる人物も参加しており、龜山天皇の許で開催された作文・詩歌会とは参加者の層と構成が異なる。なお、付載略年表稿参照。

(6) 安井久善氏「藤原光俊の研究」(笠間書院 昭和四十八年十一月) 第四章第五節「摂政家月十首歌合判詞」に「参加者十四人のうち、著名な歌人は、安嘉門院右衛門佐(阿仏尼) および六条藤行家男隆博の両者のみで、あとは摂政家ゆかりの人々で占められているようである。」「殆どが、摂政家の血縁または家人乃至ゆかりの人と推定され」と記されている。また、阿仏尼が一条家と親近関係にあったことは、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究南北朝期(改訂新版)』(明治書院 平成二年九月)に指摘がある。

(7) 『鎌倉遺文』には、() を付して「重經」と推定されている。以下「則任」も同様。

(8) 樋口芳麻呂氏「続古今和歌集目錄当世」とその意義(愛知学芸大学研究報告「人文科学」14 昭和四十年三月)

(9) 御書所作文については、平安朝の例ではあるが、工藤重矩氏「内御書所の文人」(『平安朝律令社会の文学』ぺりかん社 平成五年七月)に詳細に説かれる。

(10) 詩歌合の流行という観点からは、建暦から建保元年に至る時期の順徳院歌壇における詩歌合の盛行とその意義について考察された、唐沢正美氏「順徳天皇内裏における詩歌合の盛行について」(語文(日本大学) 65 昭和六十一年六月)があり、また、小林強氏「文永三十五年の歌壇に関する基礎的考察」(研究と資料25 平成三年七月)にも、文永三年から五年の歌壇における詩歌合の流行が指摘されている。

(11) 注(10)に記した小林氏論文。

(12) 諸書にその伝存が記されず勅撰集や私撰集の詞書等から僅かにその存在が窺われるのみの既に散佚したと考えられる歌合・歌合のうち主要なものについては、小林強氏「鎌倉中期主要散佚歌合・歌合等小考(一)・(二)・(三)・(四)」(中世文芸論稿13-15 平成二年三月-四年三月)ほかの精力的な資料の収集整理とそれに基づく考察が継続されている。また、文永く建治期の歌壇をめぐる諸問題については、これ迄に記したものの以外に、井上宗雄氏「歌壇・文永二年―白河殿七百首」の作者を中心に―(日本文学(立教大学) 50 昭和五十八年七月)、小林強氏「実雄家十首歌合に関する基礎的考察」(日本の仏教と文化北畠典生教授還暦記念論集 永田文昌堂 平成二年十月)、小林強氏「(建治) 歌合に関する基礎的考察―歌合の呼称と本文の問題を中心に―」(研究と資料24 平成二年七月)等があり、様々な視点からの論が示されている。

付 文永く建治期詩会・歌会関連略年表稿

文永く建治期の歌会・詩会記事を記録類から拾遺し記した。詩文・詩歌関連記事については記録類に詩題・参加者等が見える場合はそれらも付記した。最上部に付した記号は、○：歌合・歌会、◇：作文・詩合・詩会、◆：詩歌合・詩歌会、●：和歌会・詩会混在、を表わす。出典は() に入示した。出典の略号は以下の通りである。深…『深心院閨白記』、吉…『吉統記』、勘…『勘仲記』、外…『外記日記』、続…『続史愚抄』、明…『明題部類抄』、国…『新編国歌大観』所収。また、為家I・IVは、『私家集大成』所収本文の記号である。

文永元年 (1264)

○二月二十二日後鳥羽院忌日三首〔為家〕

◇三月十八日北野作文〔外〕

【作者】：長成・等

○三月三十一日為家家統三十一首〔為家〕

○四月十六日為家家庚申三十一首〔為家〕

○四月二十日粉河寺勸進三十三首〔為家〕

○八月十五日為家家統三十一首〔為家〕

○九月十八日為家家統三十一首〔為家〕

○十月十日為家家統百首〔為家〕

○十月十一日為家家統五十首〔為家〕

○十月十六日為家家統五十首〔為家〕

○十月為家家統三十一首〔為家〕

○十二月内裏三首歌會〔統古今集〕

○内裏百首歌會〔統古今集〕

○内裏五首歌會〔統古今集〕

○一月内裏一首歌會〔明〕

◆一月十三日内裏詩歌會〔密儀〕〔深〕

◆一月十四日詩歌會〔密儀〕〔深〕

◆一月十七日当座和歌詩會〔深〕

・二月八日基平三十首和歌題を給わる〔深〕

・二月十六日御書所作文出題〔外〕

【題】〔茂範出題〕〔奉行〕：実国

◇二月二十三日御書所作文〔深・外〕

【作者】：雅言・等

◇二月二十七日詩合〔深〕

◇三月三日詩會・連句〔深〕

【題】〔伴爵桃花水入紅字〕

○三月十七日為家家月次三首〔為家〕

○三月内裏十首歌會〔明・統千載集〕

○四月五日為家家統五十首〔為家〕

○四月十九日為家家月次三首〔為家〕

・四月二十八日統古今集撰集評定〔外〕

○七月七日禪林寺殿御會七百首〔外・明・国10〕

○七月十五日為家家統五十首〔為家〕

○七月二十四日内裏当座歌會〔国5〕

○八月十五日仙洞五首歌會〔国5〕

◆八月仙洞詩歌會〔統古今集・夫木抄〕

○九月十三日龜山殿五首歌會〔外・増鏡・国5〕

○九月十九日為家家月次三首〔為家〕

○十月十日為家家月次三首〔為家〕

◇十一月二十九日北野作文〔外〕

【題】〔広得深智恵〕

○十二月五日左京大夫家当座統歌會〔吾妻鏡〕

・十二月二十六日統古今集選定完了〔増鏡・統古今集〕

○公基家三首歌会〔続古今集〕
文永三年 (1266)

○三月一日内裏一首歌会〔明〕

○三月十二日続古今集饗宴・続古今集饗宴和歌〔饗宴記・外〕

○三月尽日内裏五首〔明〕

○三月將軍家当座歌会〔吾妻鏡〕

○春 為家家月次三首〔為家Ⅳ〕

○七月九日為家家月次三首〔為家Ⅳ〕

○七月九日為家家統三十首〔為家Ⅳ〕

・九月十三日和漢連句〔密儀〕〔深〕

○九月十三日為家家統三十首〔為家Ⅰ〕

○十二月十一日為家家統百首〔為家Ⅳ〕

○十二月二十二日当座詩会〔深〕

文永四年 (1267)

○一月十九日和歌会始〔内裏一首歌会〕〔続・明〕

○一月二十六日前内大臣公親家三首歌会〔明〕

○二月九日内裏五首歌会〔続・明・新千載集〕

○三月三日詩会・連句〔深〕

◇三月二十日北野作文〔外〕

〔題〕「曲水催詩酒△各分一字▽」〔光圀出題〕

◇三月三十日近衛殿当座探題和歌会〔深〕

◆春 内裏詩歌合〔続・続拾遺集・新千載集〕

○春 十樂院權僧正道玄勸進日吉社奉納廿一首

〔続拾遺集・為家Ⅳ〕

○春 為家家統百首〔為家Ⅳ〕

・四月十一日淳範献詩序題〔吉〕

〔題〕「霜降野色寒△寒字▽」

・四月十八日御書所作文出題〔吉〕

〔題〕「殿庭夏景清△清字▽」

◇四月二十五日御書所作文・連句〔吉・外・続〕

〔作者〕…実経・等〔講師〕…在守

○四月二十八日先日向守兼氏勸進加茂太田社三首・先日向守兼

氏勸進加茂橋本社三首〔為家Ⅰ〕

◇五月十二日連句・内裏百日詩会満足〔吉〕

〔題〕「詩境春秋富△題中▽」

〔作者〕…良教、権中納言、三位侍従、宗冬・忠光・俊国・在

匡・経長

〔講師〕…在匡〔連句執筆〕…淳範〔備考〕…宸筆都序あり

◆六月十五日泉殿詩歌会〔吉・続〕

○七月七日為家家統七十首〔為家Ⅳ〕

○七月（八月カ？）十七日為家家統五十首〔為家Ⅳ〕

◇八月四日御書所作文〔吉〕

◇八月十五日御書所作文〔外〕

※底本△欠字。前後の記述により「作文」と判断。

〔作者〕…具房・等

○九月二十日為家家統百首〔為家Ⅳ〕

○九月但馬湯治中院入道三首〔明〕

○九月歌合〔夫木抄〕

○右京大夫行家勸進住吉社歌合〔明・為家Ⅰ〕

文永五年〔1268〕

◆一月三十日詩歌會〔深〕

〔詩題〕「鶯出奏長生」〔在章出題〕〔歌題〕「松為春友」

〔和歌講師〕：具房 〔詩講師〕：忠方 〔説師〕：家経

○二月二十二日後鳥羽院御忌日二条房勸進三首〔明・為家Ⅰ〕

◆三月十日関白左大臣基平詩歌合〔仁寿鏡〕

〔判者〕：基家

〔詩作者〕：龜山天皇・伊頼・雅言・房教・在章・光国・具房・実冬・資宣・在匡・経任・経業・経長・実貫・等

〔和歌作者〕：為氏・皇后宮内侍・鷹司院師・忠光・行家・良教・大宮権大納言・教嗣・具氏・中納言興侍・光朝・為教・隆保・実貫

○三月十三日為家家統五十首〔為家Ⅰ〕

・七月二十二日来月二日関白初度作文の沙汰〔吉〕

〔題〕「佳遊契萬年ハ情字」

・七月二十九日来月二日作文改題〔吉〕

〔題〕「佳遊契萬年」〔経光出題〕

・八月一日作文条々を定む〔吉〕

◇八月二日関白基平初度作文〔吉・統〕

〔題〕「歎遊契萬年ハ情字」〔経光出題〕

〔作者〕：良教・具房・実冬・資宣・俊国・顕資・経業・範忠・時俊・光朝・経長・兼頼・親業・定藤・範長・輔兼・仲宣〔兼イ〕・仲親・重房・兼俊・在宗・基長・公長・明範・兼仲・在兼・淳範・等

〔説師〕：良教・光朝 〔講師〕：在兼 〔奉行〕：定藤

・八月三日十五夜御作文題撰進〔不叶〕〔吉〕

・八月五日十五夜御作文・詩合・和歌会の沙汰〔吉〕

〔題〕「歎管被催月ハ声字」〔奉行〕：光朝

◆八月十五日関白基平作文・五首歌合〔後に詩歌を番える〕・連句連歌〔深・吉・統・統拾遺集・人家集〕

〔題〕「河水似水」〔田家見月〕〔月驚絶恋〕

〔作者〕：資宣・俊国・在匡

〔講師〕：親業 〔説師〕：良教 〔和歌講師・奉行〕：光朝

・八月十六日去夜の詩歌会の沙汰 淳範詩を進む〔深〕

●九月十三日内裏詩御会〔密儀〕・白川殿五首歌合

〔吉・統・増鏡・統拾遺集・新後撰集・統後拾遺集〕

〔作者〕：伊頼・等 〔講師〕：経長

〔歌題〕「河水澄月」〔暮山紅葉〕「深夜待恋」〔恨不逢恋〕等

○九月十三日為家家統五十首〔為家Ⅰ〕

文永六年〔1269〕

○一月十七日為家家当座三首〔明・為家Ⅰ〕

○一月二十六日前内大臣家三首〔明〕

○一月二十八日為家家月次三首〔為家Ⅰ〕

○二月二十二日後鳥羽院忌日二条房勸進三首〔明〕

○三月一日内裏一首〔統・明・増鏡・公卿補任〕

○四月十三日為家家月次三首〔為家Ⅰ〕

○四月二十七日為家家月次三首・統五十首〔為家Ⅰ〕

○四月為家家統百首〔為家Ⅰ〕

○五月二十七日為家家月次三首〔為家Ⅰ〕

○七月二十八日前中将公世朝臣勸進加茂橋下社統百首〔為家Ⅰ〕

○九月十三日嵯峨中院亭月統百首〔嵯峨のかよひ路〕

○十一月一日嵯峨中院亭冬探題五十首〔嵯峨のかよひ路〕

○十一月二十五日為家家月次三首〔為家Ⅰ〕

○為家家統五十首〔為家Ⅰ〕

文永七年(1270)

○一月二十日庚申当座二首〔為家Ⅰ〕

○二月二十二日後鳥羽院遠忘座主勸進三首〔為家Ⅰ〕

○五月二十二日後鳥羽院遠忘座主勸進三首〔為家Ⅰ〕

○七月二十二日庚申統百首〔為家Ⅰ〕

●八月十日詩并に作法の沙汰〔吉〕

●八月十五日内裏作文・五首歌会・連句連歌

〔吉・統・秘記・統拾遺集・新後撰集・新千載集・新拾遺集〕

【題】「月下命仙遊」〔在匡出題〕

【読師】…伊頼 【講師・奉行】…経長
【歌題】「海月」「野月」「忍恋」「恨恋」等 【講師】…資宣

○八月十八日山階入道左大臣家十首月次初度〔為家Ⅰ〕

◆九月十三日内裏当座詩歌会〔吉・統〕

※「有分左右有合手勝負」の記事より詩歌合と判断

【奉行】…光朝

◆九月三十日内裏詩歌会・三首歌会・当座詩歌会・連句連歌

〔吉・統・統拾遺集・新後撰集・新拾遺集〕

【詩題】「菊芳秋景暮」〔在匡出題〕

【作者】…伊頼・資宣・資定・光朝・在匡・定忠・経頼・等

【読師】…伊頼 【講師・奉行】…経長

【歌題】「契恋」〔為氏出題〕等

○九月三十日山階入道前左大臣家月次十首〔為家Ⅰ〕

●閏九月九日内裏作文・歌会・連句連歌〔吉・統〕

【詩題】「再酌菊花酒(盃)」【奉行】…権右中弁光朝

【歌題】「真観上人撰進」【和歌奉行】…権尚書

【連句連歌執筆】…定忠

○閏九月十三日為家家統五十首〔為家Ⅰ〕

●閏九月二十九日内裏作文・歌会・連句

【詩題】〔俊国出題〕

【作者】…伊頼・俊国・教頼・光朝・経長・棟望・定望・高朝・

定忠・等〔此外、頭弁以下獻詩退出〕

【読師】…言伊 【講師】…棟望

【歌題】「寄菊久恋」【連句執筆】…定忠

○閏九月尽日山階入道前左大臣家月次十首〔為家Ⅰ〕

○十首歌合〔夫木抄〕

文永八年(1271)

◆一月九日内裏詩歌会・歌会・連句〔吉・統・風雅集〕

【詩題】「与花契万春入春字」(俊国出題)

【作者】：前左府(実雄)・大炊御門大納言(信嗣)・藤中納言・

二条宰相中将(経良)・頭弁・俊国・在匡・基長・範

忠・経長・棟望・定藤・経頼・高朝・定忠・等

【歌題】「禁庭松久」

【奉行】：光朝【連句執筆】：経頼【読師】：前左府(実雄)

【講師】：権弁・俊国・在匡・等【奉行】：権

◇一月二十一日内裏作文・連句五十韻〔吉・統〕

【題】「雨露叶春情入恩(思)字」(在匡出題)

【作者】：藤中納言・中院宰相中将(具氏)・二条宰相中将(経

良)・頭弁・教経・俊国・範忠・高朝・定忠・経長・

等(茂範・在匡・等献詩)

【講師】：経良【奉行】：経良【連句執筆】：高朝

○一月二十九日山階入道左大臣家月次十首〔為家Ⅰ〕

・二月十四日茂範朝臣、題重ねて撰進奏覧〔吉〕

【題】「春水映紅桃入題中」

○二月二十二日後鳥羽院忌日二条房勸進五首〔為家Ⅰ〕

○二月二十六日和歌題撰進の沙汰〔吉〕

○二月仲業入道照心勸進三首経料紙料〔為家Ⅰ〕

◇三月三日連句・内裏作文〔吉・統〕

【題】「春水映紅桃入題中」(茂範出題)

【作者】：伊頼・等

【読師】：言伊【講師】：定藤【奉行】：経良

【連句執筆】：経良

○三月二十九日山階入道前左大臣家月次十首〔為家Ⅰ〕

○四月四日為家家統五十首〔為家Ⅰ〕

○四月五日為家家統五十首〔為家Ⅰ〕

○四月十八日為家家統百首〔為家Ⅰ〕

○四月二十二日為家家統百首〔為家Ⅰ〕

○四月二十八日為家家統五十首・当座百首〔為家Ⅰ〕

○六月 宗尊親王家百首歌合〔明〕

◆七月七・八日詩歌合会(密儀)衆議判〔吉・統〕

○七月七日白河殿探題百首〔吉・統・新千載集・統後拾遺集・統千

載集・人家集・関月集・源承和歌口伝)

◆七月二十五日内裏統当座詩歌合衆議判〔吉〕

◆八月三日内裏詩歌会〔吉〕

・八月二十七日明後日詩会題を下さる〔吉〕

【詩題】「月夜聴松風入聴」

◇八月二十九日内裏一首(詩会延引)〔吉・統・明・一代要記〕

【題】「月夜聴松風」

文永九年(1272)

○八月十五日入道前大納言為家卿家統歌百首〔明〕

○十二月二十八日西園寺三首〔明〕

○十二月左大弁資宣勸進三首〔明〕

文永十年〔1273〕

○一月二十四日西園寺三首〔明〕

○三月北野三首〔明〕

○七月七日内裏七首歌会〔統・統拾遺集・風雅集〕

◆七月十日詩歌会〔密儀〕〔吉・統〕

〔詩講師〕…経長 〔和歌講師〕…経業 〔奉行〕…実冬

○住吉社歌会〔遺塵集〕

文永十一年〔1274〕

○一月 北辺一首〔明〕

○二月 北辺持明院三首〔明〕

○二月 北辺三首〔明〕

○二月初後鳥羽院忌日二条房勸進三首〔明〕

○七月七日仙洞探題歌会・歌合等〔統・新千載集〕

・十一月十九日大嘗祭〔統・一代要記・歴代編年・歴代最要・皇年

私記・公卿補任・家抄・紹運録・増鏡・國太曆追〕

○善峰寺三百三十三首〔光俊出題〕〔明〕

文永十二年／建治元年〔1275〕

○二月初後鳥羽院忌日二条房勸進三首〔明〕

○七月七日七首題和歌会〔統・統拾遺集〕

○九月十三日摂政家経家月十首題歌合〔統・国5〕

建治二年〔1276〕

○二月 三首歌会〔明〕

・閏三月現存三十六人詩歌〔国10〕

・七月二十二日和歌撰集事を為氏に仰せあり〔統・拾芥〕

◇八月十三日御書所作文・郢曲〔勸・統〕

〔題〕「勝遊不限年」

〔作者〕…経長・実盛・在公・在匡・宗冬・雅方・良宗・棟望・

経頼・俊定・兼忠・仲兼・雅藤・頭家・在守・頼藤・

経雄・在範・在顯・明範〔兼仲記〕は時範・重房・

資宗・在輔・在兼・在久・淳範・在綱・業範・春範・

博経・等

〔説師〕…明範 〔講師〕…資宗

◇八月十五日龜山殿作文〔勸・統・御遊抄〕

〔題〕「仙境月光明入題中」〔経業出題〕

○八月十九日龜山殿管弦歌会歌会〔吉・勸・統・統拾遺集〕

〔題〕「松色浮池」〔資宣出題〕

〔作者〕…兼平・師繼・為氏・長雅・実兼・実家・兼忠・経任・

資宣・為教・経良・実冬・隆康・公衡・為教脚女・

為世・教経・経長・隆博・為兼・為方

〔講師〕…頭弁 〔説師〕…師繼・実冬 〔序〕…師繼

○九月十三日内裏五首歌会〔統・新後撰集・新千載集〕

○住吉社三十五番歌合〔国10〕

建治三年〔1277〕

○九月十三日内裏五首歌会〔統・新千載集〕

○性助法親王三首歌会〔源承和歌口伝〕

使用テキスト 『吉統記』…『史料大成』

『続史愚抄』…『国史大系』

『外記日記』…『続史籍集覽』

『深心院関白記』…『陽明叢書記録文書篇第二輯』

『明題部類抄』…宗政五十緒氏編『明題部類抄』

〔勸仲記〕…『史料大成』

和歌集は『新編国歌大観』
歌学書は『日本歌学大系』

(新典社 平成二年十月)

II 詩歌合の形態と『十七番詩歌合』

完本に近い形で残る詩歌合は、殆どが、左が漢詩(一句)、右が和歌で、二番ずつ同人が出詠している。本書においてもそれは同様である。これは、『詩歌合(文安三年)』の一番の判詞で、一条兼良に「詩歌合といふ物は……中比建仁の撰政(良経)、此みちをしもにひろめ侍りしのち、元久の上皇その心ざしをかみにのべましましけらし……」といわれ面期とされた『元久詩歌合』が、既にそうした形式をとっており、これが規範となっているのであろう。

さて、その『元久詩歌合』について、近時、堀川貴司氏「元

久詩歌合」について―「詩」の側から―(国語と国文学71-1・平成六年一月)が発表された。本書についても多く示唆を与える論である。氏の論を参照しつつ、規範となった『元久詩歌合』について見ていく。

『元久詩歌合』は、元来、藤原良経が企図し、藤原定家に題と作者の選定を依頼していたのであるが、それが後鳥羽院の知るところとなり、院主催の形で開催されたのである。そうした事情である以上、「全体の枠組は良経周辺で決められたものと考えてよい」し、形式もそれ以前に行われた良経家詩歌合に連なる。良経は、前掲兼良の判詞でも窺えるように「此のみちをひろめ」た人物でもあるのである。

良経家での、詩歌合の初例は、正治二年閏二月二十一日である。この詩歌合については、『明月記』に詳細な記述があり参考になる。これ以前に良経家では、詩会和歌会とを同じ場所で行って開催することが頻繁にあり、その参加者も和漢兼作者が多かったことから、同時開催に行き着いたのであろうと推測される。

さて当日の詩歌合であるが、題は、

詩題 春日山寺即事へ勸新春人塵、此勸字被召為長

歌題 山花 瀧水

と記されており、和歌と漢詩は題が異なっている。その形態であるが、

及晩頭雷鳴、以後献詩、殿下召取之、結番御清書、信定又

給之書へ詩不書発落句、胸腰句合和歌二首也↓

とあり、詩の発句・落句は書かず、胸句・腰句という対句二聯を献じ和歌二首に番えたというが、勝負付けに「有家朝臣へ一首勝／一首持」、「定家へ、へ一首勝／一首持」、「為長へ一首持／一首勝」等とあり、一首に一聯が番えられたことが確認できる。「詩不書発落句、胸腰句合和歌二首」という書き方からは、詩一首を作り、その中から胸句・腰句をのみ抜き出したのであろうと推測される。

次は、同年十二月九日に開催されている。

九日、天晴、……秉燭之程、騎馬參法性寺御造作所、詠四首歌詩へ大臣殿、三位殿、有家、為長、成信、歌へ殿、隆信、予、隆範、成清、以六韻詩四句被合四首歌、勝負評定了、夜半許御共帰、即退下、冬日於山家即時へ勅、歌山家雪、山家氷、山家風、山家歳暮

詩は、「冬日於山家即時」の題で、勅韻の六韻詩から「四句」を抜き出し、和歌と番えたという。前回の詩歌合では「新春人塵」を韻字としていたことから、賦された詩は四韻詩であったと思われるが、今回は六韻詩である。前回と同様、対句で構成される、二・三・四・五聯を抜き出して、一聯に一首の和歌を番えたとと思われる。

次は、建仁二年七月廿九日に詩歌を番え、翌、八月一日に評定されている(『明月記』)。題については「以難題詠二首、於歌者極大事歟」とあり、「難題」によって漢詩或いは和歌を二首

ずつ詠んだのである。つまり、この詩歌合では、前回までと異なり、和歌と漢詩が同題で番われたのである。しかし、この時の漢詩が、前回までと同様、一首の詩から対句を抜き出したのか、一首そのまま用いたのかは不明である。

以上三回に亘る詩歌合では、実作が殆ど伝わらず、その状況一殊に漢詩が何様に和歌と番えられたのか不明であるが、最初の二回からも推測されるように、漢詩は一首賦され、その中の対句部分一四韻詩であれば第二・第三聯の胸句・腰句、六韻詩であれば、第二第三第四第五聯一が抜き出され、その一聯(二句)が和歌一首と番われたのであろう。

こうした流れの中で、『元久詩歌合』が開催される。これまでの詩歌合の形態からは、これも一首の詩の対句部分が抜き出されて和歌と番わされていることが予測できる。

その点は、先ず、脚韻で確認できよう。堀川氏作成になる表を脚韻部分のみ記すと、以下のようなになる。なお、数字は国歌大観番号ではなく、番数による。

		水郷春望	山路秋行
良経	一番	間へ山	
	二番	山へ山	
良輔	三番	郷へ陽	
	四番	長へ陽	
資実	五番	狐へ模	稀へ微
	六番	湖へ模	帰へ微

不明	七番 翠 [△] 麻 [△] 八番 花 [△] 麻 [△] 九番 新 [△] 真 [△] 十番 人 [△] 真 [△]	
不明		
長兼	十一番 堤 [△] 斉 [△] 十二番 低 [△] 斉 [△]	連 [△] 仙 [△] 天 [△] 先 [△]
在高	十三番 声 [△] 清 [△] 十四番 程 [△] 清 [△]	二十五番 心 [△] 心 [△]
頼範	十五番 波 [△] 戈 [△] 十六番 過 [△] 戈 [△]	二十三番 衣 [△] 微 [△] 二十四番 婦 [△] 微 [△]
宗業	十七番 船 [△] 仙 [△] 十八番 天 [△] 先 [△]	二十一番 音 [△] 侵 [△] 二十二番 林 [△] 侵 [△]
為長	十九番 留 [△] 尤 [△] 二十番 楼 [△] 候 [△]	十九番 閑 [△] 山 [△] 二十番 山 [△] 山 [△]
盛経	二十一番 塵 [△] 真 [△] 二十二番 春 [△] 諄 [△]	十七番 夢 [△] 東 [△] 十八番 紅 [△] 東 [△]
宗行	二十三番 人 [△] 真 [△] 二十四番 春 [△] 諄 [△]	十五番 秋 [△] 尤 [△] 十六番 楼 [△] 候 [△]
成信	二十五番 花 [△] 麻 [△] 二十六番 霞 [△] 麻 [△]	十三番 多 [△] 歌 [△] 十四番 雲 [△] 文 [△]
信定	二十七番 低 [△] 斉 [△] 二十八番 畦 [△] 斉 [△]	十一番 閑 [△] 山 [△] 十二番 山 [△] 山 [△]
孝範	二十九番 青 [△] 青 [△]	九番 惟 [△] 脂 [△]

	三十番 萍 [△] 青 [△]	十番 眉 [△] 脂 [△]
家宣	三十一番 声 [△] 清 [△] 三十二番 名 [△] 清 [△]	七番 幽 [△] 幽 [△] 八番 秋 [△] 尤 [△]
行長	三十三番 隣 [△] 真 [△] 三十四番 春 [△] 諄 [△]	五番 西 [△] 斉 [△] 六番 厶 [△] 斉 [△]
宗親	三十五番 塵 [△] 真 [△] 三十六番 辰 [△] 真 [△]	三番 声 [△] 清 [△] 四番 林 [△] 侵 [△]
親経	三十七番 重 [△] 鍾 [△] 三十八番 松 [△] 鍾 [△]	一番 開 [△] 哈 [△] 二番 来 [△] 哈 [△]

この表からも確認できるように、同一作者が、同じ脚韻で詩を賦している。これは、この二句が、本来一首の詩の一部であつたことを示している³⁾。次に、これらの句を平仄の面から見る。そもそも漢詩の平仄は七言絶句であれば、例えば以下のようになる。

七言四韻略頌云、発自他声。平声可准知之。

他々平々々他々。平々他々々平々。△韻。已上発句
 平々他々平々他。他々平々他々平。△韻。已上胸句
 他々平々々他々。平々他々々平々。△韻。已上腰句
 平々他々平々他。他々平々他々平。△韻。已上落句

〔作文大体〕(群書類従本) 第七調声

基本的には、一句の二・四・六字目が問題になる。胸句・腰句が問題になるので、その部分を平声を「○」、他声を「●」で表すと、以下のようになる。

×○××○×○
 ×○×○×○×○
 ×○×○×○×○
 ×○×○×○×○
 ×○×○×○×○

△胸句▽

これは仄起式の場合である。平起式の場合の胸句・腰句は次のようになる。

△腰句▽

×○×○×○×○

△胸句▽

×○×○×○×○

△腰句▽

同様なことを、『元久詩歌合』で、便宜的に最初の十二番までの詩句で行うと、次の結果が得られる。

一番 ×○×○×○×○

二番 ×○×○×○×○

三番 ×○×○×○×○

四番 ×○×○×○×○

五番 ×○×○×○×○

六番 ×○×○×○×○

七番 ×○×○×○×○

八番 ×○×○×○×○

九番 ×○×○×○×○

十番 ×○×○×○×○

十一番 ×○×○×○×○

×○×○×○×○
 ×○×○×○×○

△胸句▽

七番・八番に乱れがあるものの、他は平仄の面でも、ほぼ、一首の胸句・腰句であることが確認できる。例えば、一首の繋がりではなく二句を賦していれば、次のような一組が賦されてもおかしくはないのである。

×○×○×○×○

×○×○×○×○

×○×○×○×○

×○×○×○×○

×○×○×○×○

しかし、実際の平仄ではそのような作は現れず、一首から抜き出した対句部分二聯であったことが確認できよう。

実作がほぼ完全に残る詩歌合は、次に『内裏詩歌合（建保元年）』がある。これも『元久詩歌合』と同様、脚韻を調べると以下のようなになる。

範時	經高	為長	山中花夕	野外秋望
一番 行△庚▽	二番 垂△支▽	三番 差△支▽	四番 花△麻▽	五番 家△麻▽
二番 声△庚▽	三番 閑△剛▽	四番 山△剛▽	五番 雲△支▽	六番 氛△支▽
十一番 斜△麻▽	十二番 花△麻▽	十三番 山△剛▽	十四番 雲△支▽	十五番 氛△支▽

資実	七番 松△冬▽ 八番 重△冬▽	三番 多△歌▽ 四番 波△歌▽
範朝	九番 家△麻▽ 十番 霞△麻▽	一番 人△真▽ 二番 頻△真▽
頼範	十一番 分△文▽ 十二番 雲△文▽	九番 棲△音▽ 十番 低△音▽
通方	十三番 稜△蒸▽ 十四番 昇△蒸▽	七番 程△庚▽ 八番 驚△庚▽
家宣	十五番 遅△支▽ 十六番 遺△支▽	十三番 秋△尤▽ 十四番 棲△尤▽
教実	十七番 之△支▽ 十八番 時△支▽	二十三番 深△侵▽ 二十四番 林△侵▽
兼隆	十九番 閑△刪▽ 二十番 山△刪▽	十七番 村△元▽ 十八番 樽△元▽
知長	二十一番 春△真▽ 二十二番 匂△真▽	十九番 田△先▽ 二十番 懸△先▽
家光	二十三番 花△麻▽ 二十四番 霞△麻▽	二十一番 荒△陽▽ 二十二番 揚△陽▽
棟基	二十五番 春△真▽ 二十六番 辰△真▽	二十六番 声△庚▽ 二十六番 程△庚▽

以上、結果としては、『元久詩歌合』と同様、ここでも、同一人の詩句が同じ脚韻で賦されていることが確認できる。平仄についても確認する。以下、『元久詩歌合』と同様、便宜的に

十二番までを示す。

一番	×●×○×●×	七番	×●×○×●×
二番	×○×●×○×	八番	×○×●×○×
三番	×○×●×○×	九番	×●×○×●×
四番	×●×○×●×	十番	×○×●×○×
五番	×○×●×○×	十一番	×○×●×○×
六番	×○×●×○×	十二番	×○×●×○×

この結果からも、十番に乱れが見出せるものの、一首の詩の対句部分と理解してよからう。

以上の詩歌合の脚韻・平仄から、詩歌合においては同一人の作になる(同韻の)漢詩は、一首の詩から抜き出したものであることが確認される。もつとも、詳細な記録が残らないため実際の状況がつかめず、一首を賦して抜き出したのか、対句部分だけを賦したのかは厳密には不明である。但し、二番一組で一首の世界で詩を賦しているのは確かであろう。例えば『元久詩

歌合」の九番・十番は、

海岸孤松雲外見 海岸の孤松雲外に見ゆ

江村遠柳雨初新 江村の遠柳雨初めて新たななり(九番)

意留何処放遊客 意何処に留む放遊の客

楽在其中漁釣人 楽其の中に在り漁釣の人(十番)

とある。これは「水郷春望」の題で賦された詩である。九番では、題で表される光景を詠み、十番の句で、その風景の中の人物に視点³⁴が移る、という形で一首の世界がある。

以上先行する詩歌合からその形態を詩を中心に探ってきた。本書がこれら先行する詩歌合の中で占める位置について述べなければならぬが、本書は、これらの詩歌合とは決定的に相違する点がある。それは、先行する詩歌合が題によって和歌と漢詩が番わたるのに対し、本書は、和歌・漢詩に限らず題がなく韻字によつて番わたる点である。このことは、これまで述べ来たことも関連し、また、本書の最大の特徴として考えておかなければならない問題でもある。

先行する詩歌合との繋がりに見えていこう。つまり、同一の作者の作になる、二番続きの詩が、一首から抜き出されたのか、そうでなくとも、共通の・一連の詩句として認められるのか、という点である。

本書は、十四番全てが「遺」「糸」の韻字であるので、脚韻から二番一組であることを確認することができない。平仄の面から見ていく。以下、先に例に準じて平仄を挙げる。

女房 一番 ×●×○×●× 明範 九番 ×●×○×●×

×○×●×○×支 ×○×●×○×支

二番 ×○×●×○×× 十番 ×○×●×○××

×●×○×●支 ×●×○×●支

不明 三番 ×○×●×○×× 則任十一番 ×○×●×○×●×

×●×○×●支 ×○×●×○×支

四番 ×○×●×○×× 十二番 ×○×●×○××

×○×●×○×支 ×●×○×●支

実家 五番 ×○×●×○×× 在守十三番 ×○×●×○×●×

×●×○×●支 ×○×●×○×支

六番 ×○×●×○×●× 十四番 ×○×●×○××

×○×●×○×支 ×●×○×●支

実冬 七番 ×○×●×○×●×

×○×●×○×支

八番 ×○×●×○×●×

×●×○×●支

以上が、本書の平仄である。七・八番、十三・十四番に乱れがあるが、殆どが対句同士の繋がりとしては正しく配されている。この点から、本書においても二番一組として理解されるように思われるが、実作からの検討も要しよう。

月臨苔徑霜粧冷 月苔徑に臨みて霜粧冷じ

嵐過松巖雨響遺 嵐松巖に過ぎて雨響遺る(三番)

虚澗夜窓聞落葉 虚澗の夜窓落葉を聞く

廢籬秋草見遊糸 廢籬の秋草遊糸を見る(四番)

詳細は、注釈を参照していただきたいが、三番では、夜、月が照り、松を吹き去ったあら嵐で雨の様な音がのこると詠まれ、四番では、夜、落葉の音を聞く、遊糸を見る、とあるが、落葉の音は雨にたとえられることが多く、三番詩の下句と繋がる表現であるともいえる。これなどは、二番一組として捉えられないこともない。

蘆水舟行昏棹急 蘆水舟行くこと昏に棹さして急なり

松台琴罷曉声遺 松台琴罷みて曉の声遺れり(一 雁難一二雲辺字 雁は一二らかにし難し雲辺の字)

月是初三山上糸 月は是れ初三山上の糸(二番)

の例は、「雲衣は范叔が羈中の贈 風櫓は湘浪の上の舟へ中書王」(『和漢朗詠集』上・馬・323)、「弓に驚きては斜に避る三更の月 櫓を引きては遙に過ぐ萬里の雲へ成行塞雁去」村上御一(『新撰朗詠集』上・雁・302)等、雁を舟に見立てる用法から、昏に棹さすこと急であったのは、実は、空飛ぶ雁であったのだ、という繋がりも見出せなくてはならないものの、同一作者の作と雖も、一首の繋がりをもって賦されたとは考えられない組み合わせが、本書では見られるのである。

四十老情蕭颯冷 四十の老情蕭颯として冷じ

箕裘旧業柳塵遺 箕裘の旧業柳塵遺れり(九番)

白雲雁点数行字 白雲に雁点す数行の字

秋水鷺飛一片糸 秋水に鷺飛ぶ一片の糸(十番)

この組み合わせでは、九番では、四十で老いを感じつつ家の学問が継承されていることが詠まれるが、十番では、空を飛ぶ雁と鷺が詠まれ、この間に何らかの関係を探ることはできない。他の組み合わせでも、二番が一連の詩句として積極的に読みうる例は殆ど見えない。本書の二番の組み合わせは、平仄においては先行する詩歌合と同様、一首の対句部分の如き様相を表していたが、実作としては、そのようには読みとれないのである。

本書に先行する詩歌合は、題があり、それによつて和歌と番われていた。題があり、それに沿つて詩が賦される以上、二番の詩句は、同一世界を表しうるものでもあつたらう。しかし、既に『元久詩歌合』において、二番が一首の対句部分であつたことによる緊密性が希薄になつていたことが堀川氏によつて指摘されている。

21 千程春浪駅船路 一穂暮煙潮戸堤

23 遠雁消霞湖月上 驚鷗拍水海雲低

21は「潮戸堤」が「水郷」、「春」はその字を使い、「千程」「一穂暮煙」が「望」を表す。23には「郷」の要素はないものの、水辺の春景をそのまま描いており、「譬喩」「本文」を用いた表現にはなっていない。中略初め一首の詩

として作つても、詩歌合においては発句・落句は捨てられ、胸句・腰句もお互い切り離されて、二句一聯が歌一首と番えられ鑑賞される、ということが作者の意識の中にあるれば、胸句と腰句の落差からくる面白味、つまり腰句において如何に奇抜な比喻や思いも奇らない典故を用いた表現をするか、ということよりも、それぞれが独立して読まれた時に、きちんと「水郷春望」「山路秋行」という題の各要素を詠み込んでいるか、の方に重点が置かれるのは止むを得ない。

一首の詩の胸句・腰句が、「一方は題字の逐字的な言い換え、もう一方は比喻表現」という関係で緊密であったのが、二聯が別々に和歌と番われることで、それぞれが独立して享受される可能性が指摘されている。

本書は、題もなく、規制されるのは韻だけである。そのため、一聯・一聯が独立する可能性は、題による詩歌合以上に高い。題による詩歌合がそれぞれが題を如何に詠み込むかに重点がおかれ、それぞれの独立性が高くなるという流れで、詩歌合を捉えることができるのなら、本書は、題という共通性のなさから一句一句の繋がりを更に希薄にしていたと考えられよう。

さて、藤原定家に四季韻字歌という作がある。これは、定家が賦した十六篇の律詩の一聯ごとに和歌一首を番えたもので、本書とかなり近似した構成を持つ。これについては、佐藤恒雄氏の論が備わり参照されたいが、これも一首の律詩の一聯を取

り出し、和歌と番えたという点で、『元久詩歌合』等と同様である。しかし、この定家の詩も「その二句を歌題として詠むことが予定されていたことが関わつていよう。その結果として、聯ごとの繋がりがやや希薄になり、起承転結の変化に乏しい傾向が生じてしまった」と指摘されるのは、堀川氏が述べられるところと符合する。詩歌合という形態は、その一聯、一聯がもとは一首であつたとしても、和歌と番われることが前提としてある限り、それぞれが一聯で鑑賞されるよう、独立性が強まるのである。本書はまさにその流れの中にあるのである。

本書は二番ごとに同一作者が出詠し、脚韻も「遣」「糸」は同韻であり、二番の平仄も、一首の対句部分というそれ以前の詩歌合の形式に則つてはいるが、一聯ごとに独立した作品として制作された可能性が強いといえよう。

注

(1) 但し、『相撲立詩歌合』等の撰歌合は除く。また南北朝期以降では、『五十四番詩歌合(康永二年)』『詩歌合(文安三年)』は、二番連続ではなく、また和歌一首と七言絶句一首が番われている。

(2) 堀川氏。

(3) 「水郷春望」の十九・二十番(尤・候)、二十一・二十二番、二十三・二十四番三十三・三十四番(真・諄)、「山路秋行」の長兼詩(仙・先)、十五・十六番(尤・候)、七・八番(幽・尤)は、韻が異なるが、「同用」なので問題はない。大伏晴美氏「元久詩歌合について」(和歌文学研究39・昭和五十三年九月)、堀川氏論参照。しかし、「山

路秋行」の十三・十四番（歌・文、三・四番（清・侵）は同用ではない。この点について堀川氏は「例えば慈円は同代で多数作り、内四首を提出したようだ（『拾玉集』）」が、詩にもそれに類することがあったのだろうか」と述べられている。

(4) 堀川氏は、「楽在其中」は『論語』述而篇の孔子のことば、「飯疏食飲水、曲肱而枕之、樂亦在其中矣」に基づいているが、放浪の旅人（上句）と隱者風の漁師（下句）という対比は『楚辞』『漁父辞』を連想させる。」と述べられている。

(5) 五番六番では、白楽天・召伯・商山四皓・呂尚の故事が詠まれ、故事による詩作としての性格の共通性が見られるが、これも一首の繋がりとしては緊密性が希薄である。

(6) 佐藤恒雄氏「藤原定家の漢詩（總）」（中世文学研究19・平成五年八月）。佐藤氏は、この韻字四季歌を、漢詩の一聯を題として和歌を詠んだと考えておられるが、これは当時の詩歌合の形式を模したものと理解されよう。定家の詞書においても、韻字によつて和歌を詠んだとはあるが、漢詩を題としたとは記されていない、また佐藤氏自身が述べられるように「詩句の内容と歌の内容は密接せずに疎であることが多く、漢詩を題にしたとは考えられない。この韻字四季歌は、韻字による詩歌合の形式をとつたものと理解すべきであろう。佐藤氏が述べられる、漢詩一首を賦し、その一聯・一聯に和歌を添えたというのは、まさに当時の詩歌合の方法である。

(7) 歌題ではないこと、注(6)参照。

以上、『十七番詩歌合』の成立時期・参加者について推測を示し、詩の側から見た、詩歌合の形態と『十七番詩歌合』の内容と特徴について考察を加えた。何れも明確な結論が出ないま

ま憶測を重ねた部分があるのは甚だ遺憾であるが、補完資料の出現や古記録類の調査により改められる部分があるうと思う。大方の御教授・御叱正を賜りたい。

（うんの・けいすけ 本学大学院博士後期課程）
（たきがわ・こうじ 本学大学院博士後期課程）